

山本修組合員をJR東海に帰任させよう！

3月19日「強制出向延長取消」裁判 東京地裁606号法廷

組合員の皆さん！職場の仲間の皆さん！

私たち東京地区分会は、会社により一方的に強制出向延長されている山本修組合員を、JR東海に帰任させるための裁判闘争を闘います。

第一回の公判は、3月19日東京地裁606号法廷にて11時から開催され、山本組合員自身が意見陳述を行います。

今回の裁判に先立ち、これまで3回の労働審判を行いました。会社は当初、労働審判に応じない姿勢を示しました。しかし「出向期間延長命令権を法的に根拠づける規定があるのか？」という追及に、会社は審判に応じましたが、JR復帰はかたくなに拒否しました。そこで私たちは現実的な選択として「新幹線メンテナンス東海（SMT）での担務変更により、現状の過酷な労働条件の緩和がなされるなら和解に応じてもいい」という、こちらからの譲歩案も提示しました。しかし、会社側の不誠実な対応により和解には至りませんでした。

山本組合員に残された時間は2年を切りました。しかし「何としてもJR東海に帰る、たとえ裁判が長引き54才を向かえても闘う」と山本組合員はあらためて決意しました。

同時に山本組合員自身もSMTの職場のなかで、働く仲間たちにJR東海労の情報を配布したり、労働条件の改善要求を聞くなどの職場活動を行っています。仲間たちからは「自分たちは不満があっても声には出せない、がんばってほしい」と共感の輪は広がっています。そして、去年は新幹線地本とSMTとの団交も実現できました。

また一方で会社は、社員の「不祥事」を口実にした「懲罰的」な出向命令を乱発しています。こうした会社からの一方的な人事運用にさらされる若手社員や仲間たちは、本来なら彼らを支えなければならない労働組合からは「個人の問題」に矮小化され、孤立しています。そして退職の道を選択した仲間もいます。

労働協約にある『本人の理解を得る取り組み』という「本人の意思確認」を無視した若年出向は、明確な協約違反であり「出向制度」を労務対策に悪用した不当労働行為です。

私たちはユニオンや国労の仲間たちとも連帯し、職場から「強制出向延長取消裁判」を闘います。

是非ともご支援、よろしくお願いします。